

野田市告示第 9 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、野田市中根地域福祉センター使用料及びカラオケ使用料の徴収及び収納事務、所管に係る公衆電話料の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 2 項及び野田市会計事務規則第 3 1 条第 3 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 1 1 日

野田市長 鈴 木 有

1 指定公金事務取扱者の名称、住所

名称 公益社団法人 野田市シルバー人材センター

住所 野田市鶴奉 5 番地の 1

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

- ・ 野田市福祉センターの設置及び管理に関する条例第 9 条の規定に基づく使用料
- ・ カラオケ使用料
- ・ 公衆電話料

3 指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで